

■主な共済用語

<p>きょうさいしゅうしょ 共済証書</p>	<p>CO・OP共済《たすけあい》の共済契約の保障内容等の大切なことがらを記載したものです（以下、共済契約は「契約」、CO・OP共済《たすけあい》は「《たすけあい》」と表記）。</p>
<p>きょうさいけいやくしゃ 共済契約者</p>	<p>契約引受団体と契約を結び、共済金を請求する権利と被共済者の健康状態等の告知、共済掛金の払い込み等の義務がある方をいいます（以下、共済契約者は「契約者」と表記）。</p>
<p>ひきょうさいしゃ 被共済者 (加入者)</p>	<p>契約の保障の対象になる方をいいます。</p>
<p>きょうさいきん 共済金 うけとりん 受取人</p>	<p>共済金を請求して受け取る権利を持つ方をいいます（以下、「受取人」と表記）。</p>
<p>けいやくしゃ 契約者 ひきょうさいしゃ (被共済者) はいぐうしゃ の配偶者</p>	<p>契約者（被共済者）と婚姻関係にある方をいいます。婚姻関係には、内縁関係を含みます。ただし、契約者（被共済者）または内縁関係にある方に戸籍上の配偶者がいる場合を除きます。</p>
<p>ふようしゃ 扶養者</p>	<p>世帯において主として生計を維持している方をいいます。</p>
<p>きょうさいかけきん 共済掛金</p>	<p>契約に基づき、保障に対して契約者が契約引受団体に払い込むお金のことをいいます（以下、「掛金」と表記）。</p>
<p>きょうさいじゆう 共済事由</p>	<p>共済金をお支払いする原因となる事象（死亡・入院等）をいいます。</p>
<p>きょうさいきん 共済金</p>	<p>共済事由が発生した場合に、受取人にお支払いするお金のことをいいます。</p>
<p>わりもどしきん 割戻金</p>	<p>毎年の決算において剰余が生じた場合に、契約者にお支払いするお金のことをいいます。</p>
<p>こくちぎむ 告知義務</p>	<p>契約者と被共済者には、契約の申込時に、告知事項に正確に答える義務があり、このことを告知義務といいます。回答が事実と異なる場合、契約引受団体は告知義務違反として契約を解除する場合があります。</p>
<p>こくちじこう 告知事項</p>	<p>契約の申込時に、申込日当日の被共済者の健康状態について確認するための質問事項をいいます。</p>

<p>もうしこみび 申込日</p>	<p>契約の加入申込書を生協が受付した日をいいます（以下、加入申込書は「申込書」と表記）。郵送で申し込む場合は「消印日」を申込日とします。ただし、後納郵便等の消印がない場合は、生協が受付した日となります。</p>
<p>はっこう 発効</p>	<p>契約が有効となることをいいます。また、この日を発効日といいます。</p>
<p>きょうさいきかん 共済期間</p>	<p>契約上の保障をする期間のことをいいます。発効日から1年間です。共済期間の途中で契約が終了（解約、解除、失効、消滅等）となった場合は、終了日までです。</p>
<p>まんきび 満期日</p>	<p>共済期間が1年ごとに満了する日をいいます。</p>
<p>こうかい 更改</p>	<p>共済期間中に加入するコース（保障内容）を変更することをいいます。</p>
<p>こうしん 更新</p>	<p>共済期間の終了後、引き続いて契約を継続することをいいます。《たすけあい》は1年契約の自動更新となります。</p>
<p>ちゅうとへんこう 中途変更</p>	<p>共済期間の途中で、共済期間を変えずに先進医療特約を付帯または終了することをいいます。また、この日を中途変更日といいます。</p>
<p>ほしょうきかん 保障期間</p>	<p>各コースの契約が継続できる期間のことをいいます。保障期間中は契約が毎年自動的に更新されます。保障期間終了時には、継続可能な他のコースをご案内します。</p>
<p>ねんれいまんきび 年齢満期日・ まんきしゅうりょうび 満期終了日</p>	<p>保障期間が終了する日をいいます。共済証書にてご確認ください。</p>
<p>いこうけいやく 移行契約</p>	<p>《たすけあい》ジュニア20コースを満期終了すると同時に、引き続いて、被共済者を変更せずに《たすけあい》のジュニア20コース以外のコースで継続する場合、または、《たすけあい》を終了すると同時に、引き続いて、被共済者を変更せずに《あいがらす》ゴールド85または《ずっとあい》で継続する場合、その契約を移行契約といいます。《たすけあい》以外の移行契約の掛金は、移行契約の発効日における満年齢の掛金が適用されます。</p>

はっこうおうとうび 発効応当日

発効日について、毎年（月）のその日付に対応する日のことをいいます。つまり、その日からちょうど1年目、2年目（または1ヵ月目、2ヵ月目）等にあたる日のことをいいます。例えば、2016年3月5日の年応当日は、2017年3月5日、2018年3月5日、・・・です。月応当日は、2016年4月5日、2016年5月5日、・・・です。

《たすけあい》の特長としくみ

1. 《たすけあい》の特長

《たすけあい》は、生協組合員とそのご家族の保障のために生協が独自に開発した保障商品（厚生労働大臣の認可を得たコープ共済連の商品）です。満期金、かいやくへんれいきん解約返戻金はなく、病気や事故（ケガ）による入院・手術等の保障を中心に、日常のくらしの基礎的な保障を提供します。組合員どうしのたすけあいの気持ちと声を形にした商品です。

2. 《たすけあい》のしくみ

(1) 契約の引受

《たすけあい》の契約は、コープ共済連が引き受けます。ご加入の生協により、その生協が加盟する連合会とコープ共済連が共同で引き受け、各団体がそれぞれ共済金を支払う責任を負います。コープ共済連および共同引受を実施する連合会は、厚生労働大臣の認可を得て、契約の引受を行っています。
※以下、コープ共済連および共同引受を実施する連合会を総称する場合には「契約引受団体」と表記します。

※共同引受の場合、共済証書に同封する「共同引受割合表」に各契約引受団体の引受額を記載しています。

(2) 《たすけあい》の事業規約

《たすけあい》の契約内容は、こども共済事業規約・細則、生命共済事業規約・細則、および住宅災害共済事業規約・細則に定めています。ご契約のしおりでは、これらの内容をわかりやすく言い換え、要約してお伝えしています。共済事業規約・細則の本文をご覧になりたい場合は、ご加入の生協までご連絡ください。

※共済事業規約・細則の本文はCO・OP共済ホームページ(<http://coopkyosai.coop>)でもご覧いただけます。